

平成24年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成24年9月12日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第4号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第5号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	承認第3号	専決処分の承認（平成24年度豊頃町一般会計補正予算（第3号））
日程第 6	議案第40号	豊頃町民プール条例の制定
日程第 7	議案第41号	財産の取得
日程第 8	議案第36号	平成24年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第37号	平成24年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第38号	平成24年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第39号	平成24年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第12	同意案第1号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第13		休会の議決

◎出席議員（8名）

1番 杉野好行君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 津久井精一君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 藤田博規君

◎欠席議員（1名）

9番 小野木英毅君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君
副町	長	石田貢君

教 育 委 員 長	前 川 啓 一 君
教 育 長	菅 原 裕 一 君
総 務 課 長	山 本 芳 博 君
企 画 課 長	佐 藤 潤 君
住 民 課 長	吉 村 進 君
福 祉 課 長	高 井 伸 夫 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	友 重 誠 一 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	柄 崎 明 久 君
子 育 て 支 援 所 長	高 倉 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長	木 村 ひ と み 君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田副議長 ただいまから、平成24年第3回豊頃町議会定例会を開会いたします。

◎ 開議宣告

- 藤田副議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田副議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

9番小野木英毅議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員より、平成24年5月から平成24年8月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

また、教育委員会より、平成23年度豊頃町教育事務執行の点検、評価報告書の提出がありました。本報告書についても、お手元に配付のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上です。

- 藤田副議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田副議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 平成24年第3回豊頃町議会定例会の業務報告を申し上げます。

最初に、農作物の生育状況等についてであります。

本年の農作物の播種作業は融雪が遅く、また4月下旬から5月上旬の異常豪雨や長雨により大幅に遅れた上、播種後の天候も6月中旬の低温により農作物全般にわたって生育が心配されましたが、6月下旬から7月上旬にかけての好天により、順調に生育し、おおむね平年並みに回復しております。ただ、5月の豪雨以降小雨傾向で一部には干ばつの影響を受けている農作物も見ら

れます。

8月に入り天候がぐずつき、昨年より10日ほど遅い8月15日に収穫を終えた秋まき小麦については、現在、製品調整が進められています。平均すると昨年の数量の1割程度上回り、品質もよい状況にあります。

次に、寒冷地作物の甜菜は、苗の移植作業が大幅に遅れましたが、その後の好天により順調に生育しており、根周りがやや小さい圃場が見られるものの作況は平年並みとなっております。

馬鈴薯についても、豪雨により植えつけ作業が大幅に遅れ、生育が心配されていましたが、天候の回復により順調に生育し、現在、加工・でん粉原料馬鈴薯の収穫が盛んに行われています。ただ、豪雨前に作付けした圃場及び干ばつの影響を受けた圃場では、芋の肥大が進まずに収量の低下が見られます。

次に、豆類では全般的に莢数が平年より多く、今後の台風や早霜の状況によりますが、高収量が期待されております。

野菜についても平年並みに推移していますが、特に白菜については腸管出血性大腸菌O157の集団食中毒の影響を大きく受けており、販売価格については厳しい状況にあります。

飼料作物の牧草、デントコーンについては、生育が良好で良質な自給飼料の確保が期待されておりますが、牧草については草地更新が遅れ雑草が目立っていることから、本年度から良質な飼料を確保するため、牧草の種子代を町と農協で助成する酪農畜産生産基盤強化事業を新設し、酪農畜産振興対策の充実を図ってまいります。

生乳生産については、本年3戸が離農されましたが、農協独自の導入牛奨励対策事業の取り組みもあり、昨年を上回る生乳生産が行われております。

また、黒毛和牛については、5年に一度の全国和牛能力共進会が10月に長崎県で開催され、本町から牛首別の武隈英和さん所有の「みく23」が北海道代表として出陳されます。共進会では優秀な成績をおさめることを期待しているところであります。

今後、本格的な収穫が始まりますが、農作業事故に留意され、実りある豊穰の出来秋が迎えられるよう期待申し上げます。

次に、秋サケの漁の状況についてであります。

昨年、一昨年と不漁であった秋サケ定置網漁について、漁期前の襟裳以東西部地区の来遊予測は、不漁であった昨年の漁獲実績を若干上回る程度であり、本年も低水準の来遊予想が出されております。

秋サケは8月25日から水揚げが行われ、漁の出だしは十勝川河口漁場のみ好調でありましたが、その後は全般的に低調な水揚げで推移している状況にあります。

9月10日現在、大津漁港での水揚げ量は360トンで、前年対比170%となっております。9月に入ってから水揚げが不漁であった昨年の20%ほど上回る程度の低調な漁模様で推移しております。

また、魚体は昨年よりもさらに小さく魚価についても1キロ当たり平均400円と昨年より1割程度低い価格で推移しております。

5月の異常豪雨により河川から大量のヤナギが流木として海岸に漂着していましたが、河川管理者及び海岸管理者の協力によって秋サケ漁に支障が出ないように処理されております。

秋サケ定置漁については、本年についても大変厳しい予測が出されておりますが、この予測を覆す来遊を期待しているところであり、さらには今後解禁となるシシャモ、粒、カニ漁についても豊漁を期待申し上げます。

次に、防災総合訓練の実施状況についてであります。

今年度は豊頃町防災総合訓練については、去る8月30日に、平成24年度北海道防災総合訓練の一環として、災害時における課題点を検証することを目的に、6月末に北海道防災会議が発表した新たな津波浸水予測に基づいた大津地区の住民避難訓練を中心として実践的訓練を実施したところであります。

訓練の内容は、午前10時に釧路沖を震源とするマグニチュード8.0以上の巨大地震が発生し、午前10時31分に十勝川河口に19メートルの津波が押し寄せるという想定で、道内の関係機関がそれぞれの拠点において訓練に参加するホームステーション型という方法で行われ、本町においては住民避難訓練のほか、情報伝達訓練及び災害対策本部設置訓練を実施いたしました。

訓練の特徴としては、巨大な地震発生の際に想定される避難行動をあらかじめ設定した上で、津波浸水域を脱する国道336号高台及び道道大津旅来線の駐車帯を避難場所とし、自家用車と避難バスの運行による訓練を行ったものであります。

大津地区においては、秋サケ漁期とあって、一般住民の参加は少なかったものの、大津小学校児童及び教職員並びに老人クラブ大津日の出会を中心に54名の参加となりました。

自家用車による避難については、避難準備に要する時間をおおむね7分と設定し、さらに地震による道路状況の変化や余震等の影響を考慮し、時速30キロメートル以下で走行したが、避難時間は16分から22分、避難バスについても28分で避難場所に到着しており、津波到達想定時刻の午前10時31分までには全員の避難が完了しました。

また、訓練後に行ったアンケートでは、訓練の実施時期、時間帯の設定についての意見や訓練回数の増加を求める回答があったことから、次回以降の訓練については地域と十分に協議を行い実施するよう考えております。

今回、避難場所として国道336号高台については、現状として道有林施業道への自動車の乗り入れ並びに冬期間及び夜間の避難についての不安を訴える回答が見られ、今後とも避難路としての道道の改良や国道336号高台の避難場所の整備等について、早急に実施されるよう関係機関に強く働きかけてまいります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田副議長 これで、行政報告は終わりました。

次に、教育長から、教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

菅原教育長。

●菅原教育長 教育行政報告を申し上げます。

初めに、この夏、児童生徒や町民の皆さんが活躍した各種スポーツ大会の結果と今後の予定について報告いたします。

1点目は、ミニバスケットボール全道大会であります。

第33回北海道ミニバスケットボール夏季交歓大会十勝地区予選会が、去る6月17日から24日まで音更町などで行われ、大津小学校及び豊頃小学校児童で構成する大津ミニバスケットボール少年団（女子）が優勝し、7月28日・29日に苫小牧市総合体育館で開催された北海道大会に出場いたしました。

この大会は、各地区の予選を勝ち抜いた24チームが参加する交流大会のため、2勝2敗と健闘いたしましたが成績の順位はありません。

2件目は、中学校女子ソフトボール全国大会です。

7月7日・8日に行われた全十勝中学校体育大会ソフトボール競技で優勝した豊頃中学校女子ソフトボール部が、7月26日から29日まで今金町で開催された北海道大会に出場し、1回戦、2回戦はコールド勝ちの大差で勝ち抜き、決勝では惜しくも優勝を逃しましたが、準優勝し創部以来初の全国大会への切符を手に入れました。

全国大会は8月19日から21日に栃木県那須塩原市で開催され、1回戦で両チーム2けた安打の打撃戦を制し、十勝勢31年ぶりの勝利をおさめましたが、2回戦では関東地区第一代表の地元那須塩原市立厚咲崎中学校と対戦し、善戦及ばず敗退いたしました。

3点目は、少年野球道東大会であります。

7月15日・16日に新得町で開催された第27回十勝管内町村少年野球大会に出場した豊頃ドリームズは、厳しい試合もありましたが、順調に勝ち上がり、決勝では初回から点を取り合う展開となったものの、盗塁などの機動力を生かして見事優勝し、9月15日・16日に中標津町で開催される第4回海陽台視界330度少年野球大会への出場権を獲得いたしました。

4点目は、豊頃塁球倶楽部全国大会出場であります。

7月14日に4チームが出場して札幌市で開催された第17回全日本レディースソフトボール大会北海道予選会において、豊頃塁球倶楽部が見事優勝し、2年連続3回目の全国大会へ出場することになりました。

9月8日から10日に広島県で行われた全国大会では、岡山県代表と対戦し、接戦の末惜しくも1回戦で敗退いたしました。

以上、4件のスポーツ大会結果と今後の予定を報告申し上げますが、日ごろから厳しい練習を重ね、夢をあきらめずに努力した選手の皆さん、熱心に指導されている指導者や協力を惜しま

ない保護者の皆様に敬意と感謝を申し上げますとともに、今後のさらなる活躍に期待申し上げているところであります。

次に、豊頃中学校における盗難被害について報告申し上げます。

豊頃中学校において8月2日から3日早朝にかけ、何者かが1階調理室の窓ガラスを割って侵入し、2階音楽室から大型液晶テレビが盗まれるという侵入盗難事件が発生いたしました。

この事件の発生を受けて、防犯装置の増設を検討していたところ、8月30日から31日早朝にかけ、再び中学校の1階木工室の窓ガラスを割って何者かが侵入し、2階1学年教室の大型液晶テレビとDVDプレーヤーが盗難に遭いました。

町内小中学校の防犯体制は、平成15年度に各校長室、職員室の入り口引き戸及び窓枠にマグネット式防犯装置一式を設置したところですが、その後、平成16年11月に豊頃中学校特別教室侵入窃盗未遂事件が発生したため、豊頃中学校と豊頃小学校の校舎北側にセンサーライトを複数箇所設置、平成22年8月に中学校において侵入盗難事件が発生したことから、中学校1階廊下に赤外線侵入センサーを3カ所設置し、現在に至っています。

しかし、中学校北側校舎には、防犯装置を設置していないため、今回侵入を感知することができませんでした。

このため、侵入者の感知精度を高め、防犯体制の向上を図るべく、すべての小中学校に校舎全体を網羅する赤外線侵入センサーを設置することとし、補正予算に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、報告申し上げる2件の被害につきましては、警察署へ学校長名で被害届を提出しておりますが、十勝管内において同様の被害が頻発していることから、関係者の情報共有に努め、早期の解決を願うとともに、今後とも児童・生徒の安全、安心な環境づくりに努めてまいりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上、報告申し上げます。

●藤田副議長 これで、教育行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田副議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番杉野好行議員及び2番松崎政利議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田副議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの13日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、9月24日までの13日間に決定いたしました。

◎ 委員会報告第4号

●藤田副議長 日程第3 委員会報告第4号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川議会運営委員長。

●長谷川議会運営委員長 議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成24年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成24年9月6日。

3、調査の経過。

(1)平成24年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成24年9月5日招集告示のあった平成24年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月6日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

また、本会議において、決算認定の審議が行われることに伴い、審議の冒頭において議長から、会議規則第55条（質疑回数制限）の規定を適用しない旨を、会議に諮ることとした。

4、調査の結果。

(1)平成24年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月24日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、一般質問の通告期限は、9月12日午後5時とした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成24年第2回定例会閉会後に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるべきものとした。

エ、豊頃町教育委員の任命については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易に採決することとした。

オ、所掌事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月12日に開催す

るよう日程を調整した。

以上であります。

●藤田副議長 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時28分 再開

●藤田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第5号

●藤田副議長 日程第4 委員会報告第5号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

森産業厚生常任委員長。

●森産業厚生常任委員長 委員会報告第5号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)農作物の作況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成24年8月31日。

4、調査の経過と結果。

(1)農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月31日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行して調査した。

調査当日は、町内の9圃場9作物について、一圃場ごとの作物の草丈、着莢数など、生育状況や病害虫の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

本年は、4月下旬5月上旬の多雨により、甜菜の移植作業や馬鈴薯の植え付け作業が遅れ、豆

類についても5月下旬の多雨・低温により播種作業が遅れたことから、作物全般に生育が遅延傾向にあり心配されていたが、7月に入り高温が続き、生育が回復傾向にある。

調査時点での作物ごとの生育状況は、豆類については回復しており、莢数も多く、平年以上の収量が期待できる状況である。甜菜は、多雨のため移植が遅れたが、病気も少なく、その後の好天によりほぼ回復している。馬鈴薯も病気が少なく、いずれも平年並みの収量が見込まれる。

牧草について、1番草は平年よりやや劣り気味だったが、2番草は生育が良好。デントコーンは初期の生育が遅れたが、その後回復し草丈は平年並みに生育している。大根と野菜については、おおむね順調に生育している。

なお、現地調査は行なわれなかったが、既に収穫作業の終了した秋まき小麦については、昨年「きたほなみ」の収穫となっており、融雪の遅れや降雨の影響もあったが、その後の好天によりおおむね良好となっている。

調査時点での状況は以上のとおりであるが、今後の台風により作物への影響が懸念される場所である。

また、今後において病虫害による被害、霜のおりる時期によっては、豆類の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。

一部の排水不良圃場においては生育不良が見られることから、全町的に中長期的な明・暗渠排水などの農地基盤整備事業や、平成20年度から行われている土層改良を目的とした排水不良圃場への泥炭客土の継続と効果のある活用方法の検討など、安定的な収量確保に向けた対策を講じることや、本格的な収穫期を迎えるにあたり、農作業事故の注意を喚起するよう、関係機関などを通して指導を徹底されたいなどの意見が出された。

以上。

●藤田副議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は報告済みといたします。

◎ 承認第3号

●藤田副議長 日程第5 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年8月6日、平成24年度豊頃町一般会計補正予算第3号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、

これを報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分は、豊頃中学校ソフトボール及び豊頃壘球倶楽部が全国大会に出場したことから、その参加派遣補助金等を補正したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ215万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,502万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費、教育長ほか1名の中学校ソフトボール応援等旅費に23万6,000円を追加、5項保健体育費において、1目保健体育総務費に全国大会参加派遣補助金192万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、6ページをお開き願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に215万6,000円を追加するものでございます。

以上でありますので、よろしく御承認くださるようお願い申し上げます。

●藤田副議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎ 議案第40号

●藤田副議長 日程第6 議案第40号豊頃町民プール条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 議案第40号豊頃町民プール条例の制定について説明いたします。

この条例は、豊頃町民プールの設置及びその管理について必要な事項を定めるために制定するものであります。

第1条では、設置目的を、第2条では、名称及び位置として、名称を豊頃町民プールとし、所在地を中央若葉町2番地1としております。

第3条では、管理に関すること。

第4条では、開館時間等は規則で定めることとし、規則において開館する期間を6月1日から9月30日までとし、毎週月曜日は休館し、開館時間につきましては、一般開放にかかる開館時間を午後1時から午後8時まで、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに豊頃小学校の夏季休業期間中は午前10時に開館するとして、定める予定であります。

第5条では、使用の許可に関すること。

第6条では、使用の不許可に関すること。

第7条では、使用許可の取り消し等に関すること。

第8条では、使用料として、別表による使用料の設定及び減免について規定しております。

使用料は団体専用と個人使用の使用料を設定し、町内居住者の個人使用については無料とするものであります。

なお、これらの料金は、十勝管内の町村が設置しているプールの使用料及び類似施設である町総合体育館を参考に設定しております。

第9条では、使用料の還付に関すること。

第10条では、使用后等における原状回復に関すること。

第11条では、特別施設等の設置に関すること。

第12条では、使用者が建物設備、備品等を毀損または滅失したときの損害賠償に関すること

第13条では、プール内で事故が起きた場合の免責に関すること。

第14条では、運営についての諮問に関すること。

第15条では、委任に関することを、それぞれ定めるものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は、平成24年10月26日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田副議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番杉野議員。

●1番杉野議員 まだ施行前ですので内容等については詳しくはないのかもしれませんが、第3条の管理、館長その他職員を置くとなっておりますが、以前に私はどのような管理をされるのですかと伺った経緯がございますが、いま一度伺います。

●藤田副議長 答弁、柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 管理に関しては、教育委員会職員による館長を置きます。そして、そのほかにまだ検討中ではありますけれども、臨時職員2名、もしくは管理委託による管理を検討しているところがございます。

●藤田副議長 ほかに、質疑はありませんか。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 滅多にないことでありますけれども、事故というのは決してないということはいえないわけですよね。ですから、その点についてこれぐらいの決め事でいいのかなという思いがあるのですけれども、安全ということを頭に置いてやらなければならないのではないかと思いますけれども、その点について伺います。

●藤田副議長 柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 長谷川議員おっしゃるとおり、プールでの事故というのは全国的に発生しているところがございますし、教育委員会の方で管理する場合におきましても、職員そして現場で管理している職員に対しても、常に研修などを行い、十分な安全管理に配慮してまいりたいと考えてございます。

●藤田副議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 説明ですと、豊頃の町民はただと、他からはお金を取るというような話ですよ、これから決めることでしょうけれども。帯広市民プールは全部ただなのですよ。こういう本町みたいな町ですと、幾らかの人でもないと思うのですよ。夏休み中にプールが開いているときに、児童の親戚の人が本町に遊びに来て、一緒にプールに行くというふうなことがあると思うわけですよ。ですから、広く大きな気持ちで、どうぞ一緒にプールで過ごしてくださいというふうなことが必要でないかと思うのですよね。ですから、あえて何でもお金取るというふうに決めるというの、一つの方法かもしれませんが、教育の一環として使うことでもありますし、その点も含めてまず料金の設定をしていただきたいと思います。

それから、安全について、これは先生の協力というのが絶対必要ですね。その点について伺います。

●藤田副議長 柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 まず初めに、料金の設定についてでございますけれども、管内町村の料金設定を参考にもしてございますけれども、管内町村の11町村が料金設定をしております、6町につきましては規定がなかったり、学校のプールであったりという状況でございます、そのうち町内の者の無料化については、中学生以下無料が3町、高校生以下無料が3町、それから障害者を特定して無料とするのが1町。それから逆に、すべての町民が有料というの4町村ございます。それで、その中で、本町におきましては、あくまでも町民は子供から大人まで無料といたしますけれども、町外から来られる方については管内でも最低といいますか、小中学生であれば100円、高校生では200円という料金をプール使用のときに考えてございます。

それから、安全管理の体制についてですけれども、一般開放を午後から平日はするわけですが、その中においては、特に豊頃町の水泳少年団が使うことになると思いますので、そういった中で先生とか指導者とか、そういった者が中心に入ることになりますので、そういったところで対応していきたいと考えております。

●藤田副議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 課長、もしも少年団が中心と言われましたけれども、その考えが全体にありますと、町民プールという大きな扱いからずれてくるわけですね。ほかの町民が利用しにくくなるわけですね。ですから、やはり町民プールですから、なるべく多くの町民に利用していただきたいということで、利用しやすい方策をとっていただきたいということが、まず1点ですね。

それから、管内の町村で料金を取っているというお話ですけれども、これ各町村の特色ですから、それでよろしいと思うのです。うちの町はうちの町でやはり大きな気持ちでそれを取ったからどれだけの収入になるかということも、ちょっと調べていただいて、大したものではなかったら、やはりほとんど町内に関係している子供さん方が夏休みに来て泳いだりすることだと思うのですよ。ですから、なるべく大きな気持ちで一緒に泳いでもらって体力の向上につないでいただきたいと。まず安全、それから皆さんに楽しんでいただく、利用してもらえるプールづくりをしていただきたいと、このことを希望して、もしありましたらお願いします。

●藤田副議長 菅原教育長。

●菅原教育長 お答え申し上げます。

利用については少年団も含めて町民の方皆さんにお使いいただきたいというのが本質でございます。施設面では今までなかったサブプールという、歩いていただいたり、水に親しんでいただく施設も用意していますので、しっかりPRして進めてまいりたいと思います。また安全面でございますけれども、施設面と指導面との2点で考えておりますけれども、施設面におきましては構造上万全を期してまいります。指導面につきましても、御指摘のありました、やはり学校プールの側面もございまして教員の研修を深めたい。さらに少年団、一般の方につきましても可能な限り専門家の指導を仰ぐような体制を図っていきたいと考えております。

最後に、料金の関係でございますけれども、公の施設でありますので町内の公共施設間のバランスを保つ必要があると思います。その点で他の施設と同様の考え方で使用料を定めさせていただいているところであります。もちろん議員御指摘のように町外の方であっても教育目的等の場合は、充分配慮させていただきまします。以上よろしくお願ひしたいと思ひます。

●藤田副議長 ほかに質疑はありませんか。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 第13条の事故の免責ということで、今お話ございましたけれども、施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除きと書いてありますけれども、これはどういう意味で、

どういう状況を指して、こういうことを言っておられるのですか、それをお尋ねいたしたいと思います。

●藤田副議長 柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 プールの施設設備等に明らかな欠陥とか、損傷があった場合に、そういったところでけがした場合は、その責を負いますけれども、通常の状態での事故等については責を負わないという考え方でございます。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 もし、滑って転びけがをした場合は、それは通常的安全性を欠いた場合とのことで認識されるのですか。

●藤田副議長 柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 かなり微妙な部分ですけれども、明らかに例えば、そこにロープ等があったとか、障害物があったとか、それから滑るような状況、苔等が生えていたとか、そういった管理の不行き届きで転倒した場合については、けがを負った場合については、明らかに責を負わなければならないことだと思いますけれども、その他についてはやっぱり状況によって判断していかなければならないものだと考えております。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 今のお話でございますが、もちろんそういった状況なら責任を取らないと聞かれますが、もしそのことによって、損害が与えられたと認識をされた場合、結局当事者との話し合いになりますね。そういった場合どうのように対応されるのか、お伺いしたいと思います。

●藤田副議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 プール利用の際の事故等につきましてですが、今御指摘のすべったとかがあり得ると思います。一般的に利用される方につきましても、利用上の安全注意義務がございますので、これらを踏まえた上で万一、施設上瑕疵があった場合、排水不良ですとか、コースに水が足りないとかその場合は施設管理者の責任になると思いますが、その他の一般的な各種の事故状況につきましては、その都度施設者の責任は逃れられませんので、協議してまいりたいと思います。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 プールの運営に当たって、プール全体が保険に入るなりということはないのですか。

●藤田副議長 柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 町内各施設そうなのですけれども、町の総合賠償保険に入りまして、それに基づいて保険金等が支払われることとなります。

●藤田副議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田副議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩をします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

●藤田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第41号

●藤田副議長 日程第7 議案第41号財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

金川産業課長。

●金川産業課長 議案第41号財産の取得について説明いたします。

次のとおり町有林として財産を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1、取得する財産の所在は、豊頃町二宮5615番地1外13筆、森林の林小班は84林班の98から144小班で、別添議案説明書の財産取得位置図を参照願います。

位置といたしまして、二宮浄水場の上流でございまして、道有林に囲まれた太い黒線内の箇所でございます。森林の樹種は天然性広葉樹で、林令が39年から61年生、立木の在籍は4,292立方であります。

なお、このたび購入するのは、立木のみで土地11万7,741平方メートルは土地所有者が町に寄附したいとの意向でございます。

2、所得の目的としては、町有林として購入であります。特に山林下流には二宮浄水場もありますので、取得後は皆伐水源保全林として管理することとしています。

3、取得予定金額は840万円。

4、契約の相手方として、豊頃町二宮3790番地2、井村康広外、記載の6名の共有となっ

ておりまして、各人7分の1の持ち分であります。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●藤田副議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 取得の目的ということで、町有林として管理するというところでございますが、使用目的は水源保全のための町有林として管理するというふうに考えていただけるのだけれども、それでよろしいのですか。

それから、その後の管理として、どのような計画をお持ちなのか、あそこは道路もついておりますから、立ち入らないようにするとかなんか、そういうことも考えられるのかどうか。

●藤田副議長 金川産業課長。

●金川産業課長 お答えいたします。

取得後でございますが、先ほども言いましたとおり、水源保全として管理をいたしたく思っております。上流には道有林がございまして、砂防ダム等がございまして。ただ、今、水源地等の状況を見ながら土砂流入等が多いような状況でありますと、道にお願いしながら、保安林等に設定をしながら、それぞれ道の施行による保安林で施行していただきたいというふうに思っております。

それから、あの道路につきましては、小川の町道切れた後から、小花林道、生花に抜ける林道でございまして、冬期間も除雪をし、エゾシカの駆除に努めている路線でございますので、通行止め等は考えてございません。

●藤田副議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 通行止め等を考えてないということですが、そういうことで水源の安全を保てると思えるのか、ほかに何か方法があるのかどうか。

●藤田副議長 金川産業課長。

●金川産業課長 通行止めをしなくても、山菜採り等は入っておりますが、それぞれ道有林等ですとか、すべての山林を通行止めをしなければ一般の人が立ち入らないことにすることができないため、そのようなことは不可能と思っております。

●藤田副議長 1番杉野議員。

●1番杉野議員 同僚議員の関連でちょっと補足の質問をさせていただきますが、課長はちょっと質問の内容がわかっておられないのかなという思いがしますが、長節の取水位置についても、以前私、柵等の設置が非常に雑で、どんな方でも取水地のところに立ち入られるような柵になっているというお話しをしたことがございます。

今、同僚が言っておられるのは、その山林を巻く隔障物等を考えているのかどうかということだと思います。林道を閉鎖する云々という問題ではなくて、その山林を隔障物で囲って管理する

のかしないのかというふうな話であうというふうに、私は思っているのですが、その点はどうですか。

●藤田副議長 金川産業課長。

●金川産業課長 山林を全部を隔障物で囲うのかという話でございますが、本来的には山林の目的としましては、それぞれやっぱり山林に入り、山菜等を採っていただいて、そういう楽しみもまた山林としての機能という目的もあると思います。全部が全部立ち入らないという考え方は持ってございません。ただ、今回取得するのは北海道でもそれぞれ道外資本、それから国外資本でそれぞれ水源地周辺を買われたということも発生してございます。

そういう意味から、ここにお持ちの方については、もと十数名おられたということでございますが、現在7名ということでそれぞれ管理のことも段々気になってくるということで、町に売りたいということでございます。町も違う方に売られるよりは、町がきちっと管理をしていこうという考え方を持ってございますので、そういうことで隔障物等の設置は考えてございません。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいま課長の説明では、保安林にしたいということでございますと。これはもう申請して許可取っているのですか。

●藤田副議長 金川産業課長。

●金川産業課長 まだ購入してございませんので、購入後と北海道と協議しながら水源の保全として保安林化をしていきたいというふうに思っております。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 ここに公道となっておりますよね。これは道の財産だというふうに理解しますが、これは公道というこの取得説明ではそうなっていますけれども、これは財産としては町の財産なのですか、それとも道の財産なのですか。

●藤田副議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 取得位置図にしたためてございます土地所有者がお持ちの公道3筆でございますが、あくまでも地目上が公道ということで、土地所有者杉岡さんのお持ちの土地でございます。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 これそうすると公道ではなくて私道ではないのですか。杉岡さんの所有物ということであれば。

●藤田副議長 金川産業課長。

●金川産業課長 ここに書いてございますのは、登記簿上の地目、畑ですとか、山林ですとか、公道として地目がなっております。あくまでも道路用地ということで、小花林道以外の道路用地、私道と言ってもいいと思いますが、道路用地でございます。

●藤田副議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 これでは、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第36号

●藤田副議長 日程第8 議案第36号平成24年度豊頃町一般会計補正予算第4号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 議案第36号平成24年度豊頃町一般会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,879万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,381万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費において、4目町有林管理費に公有財産購入費840万円を追加、7目企画費にまちづくり推進費として定住促進等住宅取得補助金1,080万円及び住宅用太陽光発電システム導入補助金700万円をそれぞれ追加、姉妹都市交流事業として町交流協議会への相馬市物産支援経費補助金278万円を追加、9目電算情報管理費に光ケーブル移設等業務委託料176万6,000円を追加するなど、合わせて3,237万5,000円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費において、4目障害者福祉基金平成23年度障害者自立支援給付費等国庫・道負担金精算返還金22万8,000円を追加するなど、合わせて49万1,000円を追加。

2項児童福祉費において4目児童措置費から子ども手当等扶助費231万円を減額。

4 款衛生費、1 項保健衛生費において、6 目し尿処理費に合併処理浄化槽設置整備事業補助金 2 2 7 万 6, 0 0 0 円を追加するなど、合わせて 2 3 6 万 8, 0 0 0 円を追加。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、2 目農業総務費に簡易堆肥盤整備事業補助金 2 5 4 万 4, 0 0 0 円、農家用簡易給水施設事業補助金 1 5 0 万円、及び緊急農地基盤整備事業補助金 1, 0 2 0 万円をそれぞれ追加。鳥獣被害対策緊急支援事業として、河畔林伐採物処理委託料 2 8 4 万 2, 0 0 0 円を追加。

3 目土地改良総務費に農道・明渠維持補修費 1, 0 0 0 万円を追加し、5 目団体営事業費から事業不採択に伴い農業体質強化基盤整備促進事業 4, 5 0 0 万円を減額するなど、合わせて 1, 7 2 6 万 2, 0 0 0 円を減額。

2 項畜産業費において、酪農畜産生産基盤強化事業補助金 4 2 0 万円を追加するなど、4 6 4 万 1, 0 0 0 円を追加、3 項林業費において、2 目林道整備費に安骨 5 号線開設工事請負費 6 5 万円を追加するなど、合わせて 1 4 6 万 3, 0 0 0 円を追加。

4 項水産業費において、水産物選別施設整備事業補助金 1 0 9 万円を追加するなど 9 1 万 6, 0 0 0 円を追加。

6 款商工費、1 項商工費において、1 目商工総務費に物産直売所周辺整備費 5 8 万 8, 0 0 0 円を追加するなど、5 9 万 5, 0 0 0 円を追加。

7 款土木費、2 項道路橋梁費において、1 目道路橋梁維持費に南団地通り歩道改修工事請負費 3 2 0 万円及び原材料購入費 2 0 0 万円を追加するなど、5 5 3 万 4, 0 0 0 円を追加。3 項住宅費において、住宅修繕料 3 5 1 万円を、社会資本整備総合交付金事業による公営住宅耐力度調査及び公営住宅設計委託料 5 6 0 万円を追加するなど、9 1 1 万円を追加。5 項施設費において、東 1 条公園トイレ改修工事請負費 1 5 0 万円を追加。

8 款消防費、2 項災害対策費において、災害対策費として、北海道防災会議が新たに示した津波浸水予測図に基づく津波ハザードマップの修正、及び浸水域を脱する津波避難場所整備調査設計委託料 4 6 0 万 5, 0 0 0 円を追加するなど、5 7 1 万 6, 0 0 0 円を追加。

9 款教育費、2 項小学校費において、小学校防犯設備工事請負費 1 2 6 万円を追加し、豊頃小学校校舎屋根外壁塗装改修工事請負費等執行残 1 7 4 万 3, 0 0 0 円を減額するなど、4 8 万 3, 0 0 0 円を減額。

3 項中学校費において、1 目学校管理費に防犯設備改修費 3 5 万 5, 0 0 0 円を追加、2 目教育振興費に一般教材備品購入費 4 1 万 4, 0 0 0 円を追加するなど、合わせて 1 0 2 万 6, 0 0 0 円を追加。

4 項社会教育費において、4 目える夢館費に冷暖房設備機器修繕料 4 6 万 1, 0 0 0 円を追加、5 項保健体育費において 2 目体育施設費に総合体育館ロビーホール暖房用ストーブ購入費 8 4 万円を追加、スケートリンク費にコーキングマシン修繕料 6 8 万 6, 0 0 0 円を追加するなど 2 6 4 万 9, 0 0 0 円を追加。

以上が歳出にかかる主な補正の内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、9ページをごらんいただきます。

1 款町税、1 項町民税に2,500万円を追加、2 項固定資産税に1,350万円を追加、3 項軽自動車税に47万円を追加。

9 款地方交付税、1 項地方交付税に1億2,203万8,000円を追加。

1 1 款分担金及び負担金、1 項分担金において、道営負担事業分担金200万円を追加。

1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金から子ども手当等児童措置費負担金63万4,000円を減額。2 項国庫補助金において、3 目農林水産業費国庫補助金から農業体質強化基盤整備促進事業補助金4,500万円を減額、4 目土木費補助金に社会資本整備総合交付金事業補助金240万円を追加するなど、合わせて4,194万7,000円を減額。

1 4 款道支出金、1 項道負担金から子ども手当等児童措置費負担金83万7,000円を減額。2 項道補助金において、4 目農林水産業費補助金に、林道専用道開設事業補助金65万円及び農業振興施設等整備事業補助金70万円をそれぞれ追加するなど、合わせて175万7,000円を追加。3 項委託金において、2 目農林水産業費委託金に道営負担事業補助監督委託金83万5,000円を追加。

1 6 款寄附金、1 項寄附金において、2 目指定寄附金に10万円を追加。

1 7 款繰入金、1 項繰入金から財政調整基金繰入金1億3,000万円を減額。

1 8 款繰越金、1 項繰越金に、前年度繰越金1,745万9,000円を追加。

1 9 款諸収入、5 項雑入において、1 目過年度収入に平成23年度介護保険特別会計繰出金精算返還金193万9,000円を追加するなど、合わせて288万円を追加。

2 0 款町債、1 項町債において、8 目臨時財政対策債に3,616万9,000円を追加。

以上が歳入にかかる主な補正の内容であります。

次に、6ページ。

第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

臨時財政対策債に平成24年度の臨時財政対策債発行可能額が確定したことから、3,616万9,000円を追加し、既定の地方債限度額の総額を3億5,826万9,000円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田副議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

9ページ、1 款町税。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 9 款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 1 款分担金及び負担金。
(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 3 国庫支出金。
(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 4 款道支出金。
(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 6 款寄附金。
(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 7 款繰入金。
(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 8 款繰越金。
(質 疑 な し)

●藤田副議長 1 9 款諸収入。
(質 疑 な し)

●藤田副議長 2 0 款町債。
(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

3 番菅谷議員。

●3 番菅谷議員 9 款の地方交付税でございますけれども、これは1 億2, 2 0 3 万8, 0 0 0 円補正されておりますよね。これは実際には国のほうからは、もう決まっておると思うのですよ、その金額が2 6 億円かというふうに理解しておりますけれども、これらについてはこの中に入っているのでしょうか。内容をお聞かせいただきたいと思います。

●藤田副議長 山本総務課長。

●山本総務課長 お答えを申し上げます。

今回の平成2 4 年度の交付税算定作業は既に終わっておりまして、議員御指摘のとおりのが現在確定している状況であります。財政運営におきまして、今後災害等さらに必要な財源が生じた場合等もございまして、今回の補正額の総額には平成2 4 年度交付される予定の地方交付税総額については、増額補正をさせていただいておりせん。一部留保している状況にあるということでございます。

以上です。

●藤田副議長 3 番菅谷議員。

●3 番菅谷議員 これ2 6 億一千何百万円だったと思いますけれども、これの一部留保というのは結局どういう状況であって留保されているのか。

●藤田副議長 宮口町長。

●宮口町長 今、総務課長が申したとおり、町における歳入歳出につきましては、入ったもの全部予算計上すると必ず出さなければならない原理になります。したがって、交付税は一般財源として大事に使っております。必要に応じて交付税をはき出しています。今回の交付税の査定に26億何がしというのは、国から約束されたお金ですので、その範囲内で足りなくなった歳入分を交付税で出します。

これからも審議されますけれども、当初なかなか4月では交付税が読み切れないということで、基金を取り崩しながら歳入歳出のバランスをとっております。したがって、交付税が確定した段階で基金を取り崩したものは予算上返す、さらに、必要な公共事業等々につきましては交付税から出す。

しかし、26億円を超えてやるとまた予算なくなりますので、そういうことのないように総務課長申し上げたとおり、できるだけ財源を留保しておく、財源確保のために予算計上しないけれども、歳入としては保留してございます。最終的に3月になりまして、御承知のとおり歳出がなくなれば、手持ちにそういった交付税に余裕があれば次に歳出のほうで、積立基金として歳出をするというふうな形で予算を運営しております。よろしく願いいたします。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 現在、そうすると余裕額といえますか、そういうものについてはどのくらい今の中であるのですか。

●藤田副議長 山本総務課長。

●山本総務課長 現在交付税の算定が終えておりまして、交付税の算定の最終が普通交付税で26億1,200万円ということでございますので、2億数千万円を留保している状況でございます。

●藤田副議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田副議長 これで質疑を終わります。

次に、歳出について、項ごとに質疑を受けます。

14ページ、2款総務費、1項総務管理費。

説明、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 説明第1号について御説明申し上げます。

定住促進等住宅取得補助事業の施行につきまして。

平成24年度において、次のとおり定住促進等住宅取得補助事業を施行することとし、第2款総務費に計上したところであります。

事業概要でございます。

事業名、定住促進等住宅取得補助事業。

予算額、1,080万円。

事業の内容といたしまして、定住人口の確保を図るため、住宅を新築建てかえ、または中古住宅を購入する者に対し、その一部を助成しようとするものであります。

本件の事業費の内訳でございます。

新築分3件、640万円。建て替え3件150万円、中古住宅の購入3件290万円、合計1,080万円でございます。

次のページをごらんをいただきたいと思います。

改めまして、事業の概要について御説明を申し上げます。

その内容でございます。

事業の期間でございますが、当面平成24年度から平成26年度の3年間を実施期間として定めております。

2といたしまして、対象者としては、自ら居住するための住宅を新築、もしくは建てかえ、または中古住宅を購入する方を対象としております。

3といたしまして、新築の基準でございますが、用地の取得費を除き建築にかかる費用が700万円以上で、居住部分の床面積が70平方メートル以上の住宅を新築する場合を対象としております。

4といたしまして、建て替えに関してでございますが、現在本町に在住をされておられて、住宅をさらに所有している方、あるいはその御家族が新たに用地取得費を除く金額が700万円以上、居住部分の面積が70平方メートル以上の面積の住宅を新築する場合を、建て替えの対象として考えております。

5点目でございます。中古住宅の購入に関しまして、居住部分の床面積が70平方メートル以上で、過去に居住のために使用されていた住宅を購入した場合とし、三親等以内の親族からの購入を除くとしております。

6点目でございます。補助金の額として、新築にかかる補助金として3種類設定をしております。1点目でございます。住宅の新築にかかる補助金、これを100万円としており、そのうち80万円が現金、残り20万円が商工会発行の商品券で交付をされるということでありまして、2点目でございます。町内業者が施工した場合の増額分ということで、50万円を設定してございまして、これにつきましては全額現金で交付をしようというように考えております。この場合の町内業者とは、下段の(2)にございまして、元請業者が町内の業者の場合に限定をすることにより、3点目でございます。豊頃町南町住宅分譲地に建設をした場合の増額分ということで、80万円を設定をしております。これにつきましては、うち60万円が現金、残り20万円が商品券で交付をされるというふうにご設定をしております。

次、中古住宅の購入にかかる補助金でございます。これにつきましては、2種類設定をしております。

1点目でございます。中古住宅の購入補助金として50万円の場合、うち30万円が現金、残

り20万円が商品券ということであります。この場合の中古住宅購入にかかる補助金といたしましては、下段の(3)に記載されておりますとおり、住宅用地購入代金を除く購入価格の20%、なおかつその額が50万円を上限として設定をさせていただいております。よって、住宅購入代金が250万円未満の場合は、その20%ということで50万円以下の補助金ということになります。

それから、2点目でございます。町内業者の施工にかかるリフォームの場合の増額分ということで、70万円を設定しております。これにつきましては、現金で50万円、残り20万円が商品券で交付をしようとするものであります。この場合のリフォームの対象は、あくまでも中古住宅を購入され、なおかつ入居までの間に実施するリフォームを対象としております。リフォームの定義でございますが、建物の内装、外装、設備、デザインなどを改良する場合というように想定をしているところであります。

次、建て替えにかかる補助金の場合であります。

下段の(1)に記載されております。建て替えにかかる補助金の金額は、住宅新築補助金及び町内業者の施工による場合の増額補助金のそれぞれの2分の1ということであります。例えば、新築補助金が100万円でございますので、2分の1、50万円、この場合、うち40万円が現金、残り10万円が商品券。同様に町内業者の施工による場合につきましては、50万円の2分の1でございますので25万円。支給総額は75万円というように想定をしております。

7点目でございます。

補助金の返還が生じるケースとして3点想定をしております。1点目、虚偽の申請によるもの、2点目、同一世帯に暴力団員が同居していることが後に判明した場合、3点目、住宅所得の日から10年を経過せずに転出転居、第三者への譲渡・貸し付けがあった場合。これらに抵触した場合につきましては、要綱に定める補助金の全額または一部の返還を命ずることになります。

8点目でございます。

臨時の措置として、本年度に限り、本事業の適用となります平成24年4月1日以前に、豊頃南町宅地分譲地内に住宅を建築されている方に対しまして、新築区分に当たる豊頃南町住宅分譲地に建設した場合の増額補助金80万円の交付対象とすることとしております。

ちなみに、本臨時措置の対象は平成19年2月に分譲地を購入され、その後に住宅を取得されておられる方が1件ございます。この方について遡及して増額分の80万円についてお支払いをしたいというようなことであります。

なお、要綱の附則にございますけれども、この要綱につきましては平成24年10月1日から施行することとし、平成24年4月1日から適用をさせるというふうことで進めているところでございます。

以上、豊頃町定住促進等住宅取得補助事業の概要説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

●藤田副議長 説明が終わりました。質疑を受けます。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 説明でわかたったわけですがけれども、商品券というのはどういう意味というのも変ですがけれども、補助金を現金であげると、これはすっきりわかります。商品券ということはどういう部分で、こういうことになったのでしょうか、説明をお願いします。

●藤田副議長 佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 私どもといたしましては、特に町外から豊頃町へ来ていただく、あるいは豊頃町にお住みの方で町内に住宅を建てていただくというふうな中で、新築あるいはリフォーム等に関しましても、できるだけ町内で購買を進めていただきたいと。それが可能な状況にある、ないという部分はちょっと難しい部分もあるかもしれませんが、できるだけ町内の業者を使わせていただくことはもちろん、その場合にプラスアルファもいたしますし、補助金の中で一部ではございますけれども、町内の購買につながるような形で町内にお金を残していただくような方法を、この中で模索した状況にあります。

以上です。

●藤田副議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 考え方の根底として地元の商工業者をかばうというのは変でしょうか、育成ということも現在の職務者に対して失礼ですがけれども、そういうような意味も含めて商品券を使うということでしょうか。

●藤田副議長 宮口町長。

●宮口町長 今、課長が説明したとおりですがけれども、長谷川議員さんの申したとおり、新築もしくは中古のものを直しますと、じゅうたんだとか、それから自分のところのカーテンだとか、いろいろなものがこの町で買えるのがたくさんございますので、そういった日常用品等についてもせつかくですから、現金で払えばどうしても他町村に行く可能性が強いものですから、商品券で少しでも町内の商店街の潤い育成のために町も頑張りたいと思ってございます。

以上です。よろしく申し上げます。

●藤田副議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 考え方としては非常にわかるのですよ。ただ、私、商工業者のお助けするといいいましようか、商工業者に対する抜本的な解決にはならないと思います。こういうふうに商品券を使うということは、すごくいいように思いますけれども、商工業者が本当にこれで潤うのかなという思いはあるわけなのですよね、いつでもそうなのですからけれども。

ですから、もし商工業者を本当に助けたいといいいましようか、地元には絶対必要ですから、この人方にやっぱり商売していただくためという解決方法というものは、これはないわけですよね。もうあったら町長は当然やっておられるはずですから、ただ、もう本当に玉手箱のように、そう

いういい方法はないですけれども、こういうことも少しずつやっていくということはもちろん大切かもしれません。ですけれども、私は根本的な商工業者を救済するといいたいでしょうか、ある意味、もっと根本的にやるべきことがあるのではないかという思いが1点ですね。

それから、結局細かいものを地元の人から買っていただきたいということでございますので、これはやっぱりその当事者との過程で、役場の方が中に入るわけですから当然、そういう中で地元の商工業者をPRしていただくというようなことを、やっぱりやっていただくという、その気持ちの問題も意外と大事でないかなというふうに思うわけですが、その点について考えをお伺いいたします。

●藤田副議長 宮口町長。

●宮口町長 過去にも先輩町長方が苦勞して団地形成などして、人口定住をやってまいりましたがけれども、いかんせんなかなか豊頃は地理的条件が余り好ましくないせいか、なかなか来てくれない。何とかしなければならぬ形で、こういう発想が出てきたのですけれども、最近ようやく南団地のほうにも住宅がふえきております。当然、人口が増えないと商工会の売り上げも、なかなか協力できないと。

ただ私心配しているのは、非常にこの日常生活する上での御商売されている方が、ちまたの話ですと、来年やめるとか、再来年やめるとかというふうな話でございます。しかし、空き店舗が増えれば増えるほど、やはり町が発展しない。そういう考えで、今の長谷川議員さんの御指するように、もし町内の方でそういった店を構えたい、また引き継ぎたいという場合については、さらにこれよりも条件のいいような方法で救済をしてあげたいということ。

もう一つ、新築される方について300万円出しておりますけれども、この300万円についても御承知のとおり食堂から、お菓子屋さんから、非常に意欲を持ってやっておりますので、私から言うのも変ですが、非常に成功した例でないかなと。

今、財政的にもちょっと余裕はないのですけれども、落ち着いておりますので、できるだけそういうときに町を少しでも潤うように、予算の使い方をしたいなというふうに考えております。

御指摘のとおり、これから商工会は抜本的な見直しというか、抜本的な考え方でまちづくりをしなければならぬと思っておりますので、今後そういう問題については、また商工会のほうの幹部の方とも十分協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

●藤田副議長 次に進みます。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 8番目の臨時措置なのですけれども、これは豊頃南町住宅分譲建設のときの増額補助金だけを適用しておりますけれども、ほかに新築の場合住宅新築補助金だとか、町内業者を使えば増額補助金があるわけですが、この一つだけを適用したということは、意味合いはどういう意味合いなのでしょう。

●藤田副議長 佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 先ほど申し上げましたとおり、平成19年に建築をされております。議員おっしゃるとおり、すべてに遡及してお支払いをすることが望ましいとは思いますが、あくまでも分譲地を御利用いただいたという部分での遡及ということで御理解をいただく。住宅の新築につきましては、平成19年以降あまた新築物件、あるいは中古物件、建てかえ物件等あるかと思えます。そういった意味では、そこまで拡大をしますと非常に不均衡を生じるという意味で、増額補助金の80万円のみ限定をさせていただきましたところを御理解いただきたいと思います。

●藤田副議長 次に進みます。

3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第2号農道・明渠維持補修事業の施行について。

平成24年度において、次のとおり農道・明渠維持補修事業を施行することとし、第5款農林水産業費に計上しました。

このたびの補正は、補修が急務な農道及び明渠排水の維持補修を行う事業で、事業名として農道・明渠維持補修事業。

事業内容として、農道補修、主に砂利敷きでございますが、統内東31号農道外3路線200万円。明渠補修、主に明渠の床下げで、上統内明渠補修外13路線800万円であります。

これらの路線の施行箇所については、次ページ以降の施行位置図を参照願います。これらの維持補修にかかる工事予算額は1,000万円であります。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●藤田副議長 2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 7 款土木費、2 項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3 項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 8 款消防費、2 項災害対策費。

7 番長谷川議員。

●7 番長谷川議員 この中で、大津地区津波避難場所整備調査設計とありますね、これは具体的にどういうことでしょうか。

●藤田副議長 山本総務課長。

●山本総務課長 ただいまの質問でございますが、先ほども若干予算の説明で触れましたが、今回北海道防災会議が示された津波浸水域の関係におきまして、先般の道との防災会議に関して実施した防災会議でも一部避難場所として使用させていただきました国道 3 3 6 号のおおむね長節側に信号から見て頂点部分の道路に面して、車での避難が容易にできるような広場を駐車帯を造成したいということで、現在関係機関に働きかけをしているところであります、たまたまその私どもが考えている用地が道有林にかかっておりまして、道有林の、しかも保安林にかかっておりまして、その保安林解除等にその用地を一定程度確定した上で、各要請行動を行いたいということで、整備する用地の測量等を今回補正し、さらに駐車場の整備等についても、開発等にも要請を行いたいということで、整備に当たっての設計というか、概略設定的なものもあわせて、この調査委託費として計上させていただいて、今後このでき上がりを待って、関係機関にさらに要請を進めていきたいというふうな考え方で予算を計上させていただきました。

以上です。

●藤田副議長 3 番菅谷議員。

●3 番菅谷議員 ただいまの大津地区の避難場所の整備計画設計ですけれども、これあれですよ、今、言う道有林だということございまして、3 3 6 号線から、例えばずっと行った場合、両サイドに分かれていますよね。両サイドに分かれた中で、大津側から行って入りにくいのではないですか、あそこ、実際には、長節側から行く入りやすい取りつけがね。そういう状況なのですか、ここら辺についてはどういうふうに対応していくつもりですか。

●藤田副議長 山本総務課長。

●山本総務課長 先ほども町長の行政報告でも述べていたかと思いますが、今回駐車場として整備したいというのは、道有林に上がった状態で駐車帯という避難場所としての整備を考えるのではなくて、国道 3 3 6 号線に附帯する状態で駐車帯を整備したいというか、避難場所として整備を図っていきたくということで、あくまでも菅谷議員さんおっしゃられているのは、道有林の施業

道の取り付け向きが長節側から登る状態、現状はそうでございますが、そういう問題を国道に駐車帯として附帯させることで、そういう問題も解消できるかなというふうに私たちは考えているということでございます。

●藤田副議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 そういたしますと、あの道有林の上には上がらないのですね。336の国道のところへつくるといことですよ。これは実際にやった場合、通行に支障を来す状況にはならないですか、どのぐらいの面積をやろうとして設計されるのかわかりませんが。

●藤田副議長 山本総務課長。

●山本総務課長 現状では、施業道のほうに入ると施業道の整備というのが、道路として整備ではございませんので、車を施業道の中にどんどんどんどん入れ込んでいくことは非常に危険性というか、避難の迅速さを欠くような状況であります。広さとしては、基本的には駐車帯というようなイメージで、私たちの今の考え方としては、国道に附帯する駐車帯として200台程度の車両が駐車できるような避難場所としての確保を図りたいというふうに考えているところでございます。

●藤田副議長 4番森議員。

●4番森議員 今の場所のことなのですが、場所は200台程度国道に広げると、ここではなかったのですが、結果的にと言いまししょうか、今現在、あの頂上付近というはどれぐらいの高さがあるのでしょうか。

●藤田副議長 山本総務課長。

●山本総務課長 国道の頂点で約標高で海拔40メートルということでございます。

●藤田副議長 次に進みます。

9款、2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 3項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 3款の民生費の第2項児童福祉費の中で、子ども手当と児童手当が、それぞれ減額になっておりますけれども、これは人数が減ったのか、それとも単価が下がったのか、国の状況でこうなったのか、その辺についてお伺いしたいと思っております。

●藤田副議長 高井福祉課長。

●高井福祉課長 ただいま御指摘のとおり、当初見込んでいた人数が減少したということで、減額をするということになっております。

●藤田副議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 これで質疑を終わります。

次に、6 ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで、昼食のため休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第37号

●藤田副議長 日程第9 議案第37号平成24年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第37号平成24年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ798万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,462万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、療養給付費の増額及び平成23年度国庫負担金等精算返還金並びに療養給付費交付金精算返還金などが確定したことによる補正であります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、7ページ、歳出から御説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費に、退職被保険者等療養給付費として200万円を追加、2項高額療養費に退職被保険者等高額療養費として200万円を追加。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、平成23年度国庫負担金等精算返還金288万7,000円を、平成23年度療養給付費交付金精算返還金108万1,000円等、合わせて398万8,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源として、6ページ、歳入をごらんください。

3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金に400万円を追加。

9款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金に108万1,000円を。2目その他繰越金に209万7,000円の合わせて398万8,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

●藤田副議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、3款療養給付費交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 9款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ、2款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 10款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第38号

●藤田副議長 日程第10 議案第38号平成24年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第38号平成24年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,669万9,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成23年度国庫・道負担金及び支払基金交付金等精算返還金並びに一般会計繰入金精算返還金が確定したことによる補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、7ページから御説明いたします。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、平成23年度国庫・道負担金及び支払基金交付金等精算返還金70万円を追加、2項繰出金に平成23年度一般会計繰入金精算返還金203万9,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をごらんください。

4款道支出金、1項道負担金に過年度分介護給付費負担金として39万6,000円を追加。5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金に、過年度分9万6,000円を、2目地域支援事業交付金に過年度分5万円を、それぞれ追加するものであります。

8款繰越金、1項繰越金に、前年度繰越金として219万7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田副議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 8 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、5 款諸支出金。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 9 号

●藤田副議長 日程第 1 1 議案第 3 9 号平成 2 4 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第 3 9 号平成 2 4 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）につい

て御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,631万6,000円と定めるものであります。

本補正予算は、北栄地区で本管布設工事及び茂岩簡易水道基幹的施設改良事業に伴い、水道施設更新工事費の増額が必要となったことによるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

7ページ、歳出から説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、本管布設工事費93万円追加、2目簡易水道整備費において、水道施設更新工事費72万円追加するなど、合わせて112万3,000円を追加するものであります。

次に、6ページ、歳入を御説明いたします。

4款繰越金に112万3,000円を追加補正するものでありますので、よろしく御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

●藤田副議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、4款繰越金。

(質疑なし)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ、1款総務費。

(質疑なし)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田副議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

(菅原教育長 退場)

◎ 同意案第1号

●藤田副議長 日程第12 同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命について、御説明を申し上げます。

現教育長は、来る9月30日をもって任期満了となりますので、次の者を豊頃町教育委員会委員に任命いたしたく、関係法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町南茂岩末広町173番地2、氏名は菅原裕一であります。

以上でありますので、よろしく御同意くださるようお願い申し上げます。

●藤田副議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田副議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

◎ 休会の議決

●藤田副議長 日程第13 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、9月13日から同月19日までの7日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田副議長 異議なしと認めます。

したがって、9月13日から同月19日までの7日間を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田副議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これで散会します。

午後 1時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

副議長

署名議員

署名議員